

## みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人みやぎ産業振興機構（以下「機構」という。）業務方法書第2条第1項に定める販路拡大支援事業として実施する「みやぎの中小企業マーケティング活動支援事業」（以下「事業」という。）の運用に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県内中小企業者が開発した新製品・新技術等（以下、「新製品等」という。）に係る国内外へのマーケティング活動に対し、市場調査会社等専門家（以下、「マーケティング専門家」という。）との連携及び管理のもとに市場ニーズに適合した商品化及び販路開拓等を支援し、「みやぎ製品」としてのブランド化を図ることを目的として実施する。

(支援対象者)

第3条 この事業において、支援対象者は次の各号のとおりとする。

- (1) 本社所在地が県内にある中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者（個人事業者含む）とする。
- (2) 上記(1)に定める中小企業者のマーケティング活動を連携及び管理等を行う国内に所在するマーケティング専門家

(支援対象新製品等)

第4条 この事業において、支援対象新製品等は次の各号のとおりとする。

- (1) 市場調査や販売戦略の策定、製品改良等のマーケティング活動を実施することにより、売上の増加が見込める県内で生産される新製品等で、次の項目に該当するものとする。
  - ①市場投入型  
国又は県等の支援を受けて県内で開発がなされた新製品等（既存製品の改良含む）で主として国内への販路開拓等を目論むもの。ただし、食料品を除く。
  - ②海外展開型  
県内で生産される製品又は県内で生産され専ら国内で販売されている製品で、海外市場に向けた販路開拓等を目論むもの
- (2) 支援対象新製品等は、次に掲げるものとする。
  - イ 経営革新計画の承認を受けて開発されたもの
  - ロ みやぎ優れ MONO 発信事業で認定を受けたもの
  - ハ プロジェクト創出研究会助成を受けて開発したもの
  - ニ 宮城・仙台富県チャレンジ応援基金、宮城県または国等の認定を受け、補助または委託を受けて開発したもの
  - ホ 産業財産権を有するもの
  - ヘ その他機構理事長が認めるもの

(申請)

第5条 支援を希望する中小企業者及びマーケティング専門家は、様式1による「みやぎの中小企業マーケティング支援事業委託料交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を理事長が定める期日までに提出するものとする。

2 交付申請書は、中小企業者とマーケティング専門家（以下「申請者」という。）が連名で提出するものとする。

3 次のいずれかに該当する申請者は、交付申請することができない。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）に規定する暴力団または暴力団員等
- (2) 都道府県税に未納がある者

（支援の決定）

第 6 条 交付申請書に基づき、職員による現場確認等を行った後、審査委員会を開催する。

2 審査委員会において、申請者によるプレゼンテーションを行い、審査委員会の答申を受けて機構理事長が支援先を決定する。

3 支援が決定した申請者（以下、「支援決定者」という。）には、様式 2 により委託料交付決定通知書を通知する。

（委託）

第 7 条 交付決定に基づく事業の実施については、様式 3 により機構とマーケティング専門家の間で委託契約を締結し、マーケティング専門家が主体となり実施する。

なお、事業の一部の再委託については、必要に応じて可能とする。

（委託料の交付方法）

第 8 条 委託料は、事業の完了後に交付する。ただし、理事長が必要と認めるときは、交付決定額の 1/2 を限度に概算払いにより交付することができるものとする。

2 委託料の請求は、様式 4 により委託料（概算払い）請求書の提出により行うものとする。

（支援期間）

第 9 条 本事業による支援期間は、第 7 条による委託契約を締結した日から翌年 2 月末日までの間の必要な期間とする。

（委託対象経費）

第 10 条 委託対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 計画作成費
- (2) 市場調査費
- (3) 翻訳・通訳費
- (4) 旅費（外国旅費含む）
- (5) 委託費
- (6) 展示会出展料、小間装飾費（但し、サンプル作成費は対象外）
- (7) その他事業に要する経費のうち、理事長が必要と認めたもの

（委託料の額）

第 11 条 委託料の額は、「市場投入型」は 300 万円、「海外展開型」は 400 万円を限度とする。

2 出張旅費や展示会出展料、装飾費に係る費用は、委託料の額のおおよそ 1/2 までとする。

（事業の実施）

第 12 条 支援決定者は、第 5 条第 1 項で提出した交付申請書に沿って、期待した成果が得られるよう誠実に事業を実施する。

2 マーケティング専門家が行う事業において、必要に応じ中小企業者及び機構職員が同行することができるものとする。

(事業完了報告)

第13条 事業完了後、速やかに支援決定者は、様式5により「みやぎの中小企業マーケティング支援事業活動報告書」を理事長に提出しなければならない。

(委託料の額の確定)

第14条 理事長は、第12の報告を受けた場合において当該報告書の内容を精査し、必要に応じて現地調査を行い、事業実施結果が委託料の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、委託料の額を決定し、様式6による委託料確定通知書を中小企業者及びマーケティング専門家に対し通知するものとする。

(支援の中止)

第15条 機構は、支援期間中に次の事由により支援の中止を行うことができる。

- イ 支援決定者が倒産あるいは企業整理を行うとき。
- ロ 支援決定者のうち中小企業者が中小企業の定義から外れたとき。
- ハ 支援決定者から支援を継続不要との要請があったとき。
- ニ 支援決定者が販売力・技術力・営業力の向上に意欲がなく、非協力的であって、販路拡大が継続できないと判断されるとき。
- ホ その他、本事業に支障を来すと考えられるとき。

(守秘義務)

第16条 委託を受けたマーケティング専門家は、本事業で得た情報を本事業以外の目的に使用し、また、支援決定者のうち中小企業者が本事業の関係者以外の流布を希望しない秘密事項について、漏えい及び盗用してはならない。

2 委託を受けたマーケティング専門家は、事業終了以降、第1項の秘守義務を負うものとする。

(その他必要な事項)

第17条 機構は、この要領に定めるもののほか、事業の円滑かつ適正な運営を確保するために必要な事項を別に定めることができる。

附則 この要領は平成27年4月1日から施行する。